

呉記念病院介護医療院 重要事項説明書

令和7年8月1日改訂

1. 事業所の概要

施設の名称	医療法人社団有信会呉記念病院介護医療院
所在地	広島県呉市郷原町2379番地42
管理者氏名	栗原 誠
電話番号	0823 (70) 3200
FAX番号	0823 (70) 3211
事業所番号	介護医療院 34B0500021

2. 設備の概要

定員		50名	
療養室	4人部屋(多床室)	12室	1室あたり 33.27㎡
	個室	2室	1室 12.75㎡ ~ 13.66㎡
食堂兼談話室兼デイルーム		1室	76.94㎡
サービス・ステーション		1室	48.0㎡
浴室及び脱衣室		1室	32.15㎡(特殊浴槽と一般浴槽)
診察室		3室	3室合計 38.28㎡
処置室		1室	22.5㎡
臨床検査室		1室	23.55㎡
X線撮影室		1室	31.93㎡
機能訓練室		1室	182.4㎡
洗面所及び便所		—	(共用部分)4.7㎡・5.58㎡・3.39㎡ ※その他各療養室に設置
調理室		1室	165.21㎡
洗濯室又は洗濯場		1室	3.8㎡
汚物処理室		1室	3.46㎡
調剤所		1室	16.77㎡

3. 施設の目的

介護医療院は「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」を目的とした介護保険施設です。「日常的な医学的管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能を要し、医学的管理が必要で自宅や介護保険施設等で生活が困難な方の「生活施設」として入所者の意志及び人格を尊重しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう創設されました。

4. 運営の方針

当施設は職員自身が「自分や家族が利用したい」と思うサービスを提供したいと考えております。入所者の心身の状態及び今までの生活環境を考慮して、入所者が可能な限り自立し人間らしい生活が営めるように、入所者の能力に応じた援助をしていきたいと考えております。施設サービスに基づいて看護・医学的管理のもと介護・機能訓練等を行い療養生活が行える施設として保健・介護・福祉等との連携を綿密に図り、地域に根ざした施設でありたいと考えております。

5. 利用定員

当施設の利用定員は、50人とします。

6. 従業者の職種、員数(主たる職員)

従業者の職種	必要員数 (常勤換算後)	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従 (実人数)	非常勤兼務 (実人数)
医師	0.9人以上	1人	0人	0.3人 (1人)	0人
薬剤師	0.3人以上	0人	0人	0.3人 (1人)	0人
看護職員	入所者6人に対し 1名以上	5人	0人	6.3人 (8人)	0人
介護職員	入所者4人に対し 1名以上	9人	0人	3.1人 (7人)	0人
管理栄養士	1人以上	1人	0人	0人	0人
理学療法士	機能回復・維持のための リハビリテーション等 を行うに必要な人数を 配置しております。	1人	0人	0人	0人
作業療法士		2人	0人	0人	0人
言語聴覚士		1人	0人	0人	0人
介護支援専門員	1人以上	1人	0人	0人	0人
相談員	1人以上	0人	0人	1人 (2人)	0人

7. 従業者の職務内容

従業者の職種	職務の内容
医師	入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的管理(診療)を行います。
薬剤師	医師の処方箋に基づき、投薬、注射などの薬剤を調剤するとともに、薬学的管理指導を行います。
看護職員	入所者の病状及び心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行います。
介護職員	看護及び医学的管理下における日常生活上の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員の補助業務を行います。
管理栄養士	入所者の食事の適切な衛生管理を行い、適切な栄養管理と食事の献立を作成します。
理学療法士	機能回復・維持のためのリハビリテーション等を行います。
作業療法士	
言語聴覚士	
介護支援専門員	入所者の施設介護サービス計画作成に関する業務を行います。
相談員	入所及び退所、日常の相談等に関する業務を行います。

8. 協力医療機関

医療機関名	医療法人社団有信会 呉記念病院
所在地	広島県呉市郷原町2379番地42
医療機関名	医療法人社団有信会 呉記念病院クリニック
所在地	広島県呉市阿賀北3丁目4-11

協力歯科医療機関

医療機関名	しげる歯科クリニック
所在地	広島県呉市郷原町字地藏平7251

9. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 入所者の症状に応じた医療・看護・介護
- (3) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応）
- (4) 食事（入所者の病状及び摂食状況に応じた食事を提供）
- (5) 機能訓練（リハビリテーション）
- (6) レクリエーション
- (7) 相談援助サービス（医療・介護・生活全てについての相談並びに助言）
- (8) 理美容サービス（利用料は別途請求）
- (9) 栄養ケアマネジメント
- (10) その他

※ これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

10. 利用料金

利用料金の内容詳細につきましては別紙参考ください。

11. 【利用料金の支払方法】

毎月末に締め切り、翌月10日に前月分の料金の計算をしますので、その月内にお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。お支払方法としては下記の3つの方法があります。

○窓口払い ○銀行振込 ○引き落とし

いずれの方法でもかまいませんので、御都合の良い方法をお選び下さい。

領収書の再発行は致しませんので大切に保管して下さい。

12. 当施設ご利用の際の留意事項

来訪・面会	面会時間 14時～17時（18時に館内を施錠します。） 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届けてください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず医師の許可を得て『外泊・外出届』を各階看護師詰所に提出してください。
病室・設備・器具の利用	施設内の病室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	病院館内は禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	入所者または家族が責任を持って管理して下さい。
金銭・貴重品等の管理	多額の現金・貴重品などの持ち込みはご遠慮下さい。 止む得ない場合は経理でお待ちしておりますのでお申し出下さい。

営利行為、宗教活動等	施設内での「営利行為、宗教活動や販売、特定の政治活動」は固くお断りします。
飲食物の持ち込み	飲食物の持ち込み等は医師の指示に従って下さい。

13. 当施設からの入所利用の解除

当施設は、入所者及び身元引受人に対し次に掲げる場合には、入所利用を解除することが出来ます。

- (1) 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- (2) 医師が医学的に入所の必要性がないと判断した場合
- (3) 入所者の病状、心身状態等が著しく変化し、当施設での適切な介護医療院のサービス提供を超えると判断された場合
- (4) 入所者が留意事項・禁止事項に著しく違反し、他の入所者等又は当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又反社会的行為を行なった場合
- (5) 災害、施設・設備の故障その他のやむを得ない理由により、当施設の使用が困難な場合

14. 非常災害対策

- ・ 防災設備：スプリンクラー 避難階段 自動車火災通報装置 誘導灯 ガス漏れ報知器
- ・ 防火扉： シャッター 屋内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源等
- ・ 防火訓練：年 2 回

15. サービス提供記録開示について

当施設では、入所者の求めに応じてサービス利用提供記録を開示いたします。

16. 苦情等申し立て窓口

- (1) 当施設のサービスについてご不明な点や疑問・苦情がございましたら相談コーナーまでご相談下さい。なお、担当者が不在でも基本的な事項は他の職員が対応致します。

担 当 者：相談員

対応窓口：相談コーナー

対応時間：9:00～18:00(日、祝日、年末年始休暇を除く)

T E L：0823-70-3200

F A X：0823-70-3211

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情の内容を十分に聴き、内容の明確化に努め、かつ入所者に確認を求めます。

苦情の内容によって、調査、対処等を要する場合は、その予定について説明をするとともに、その結果をいつ頃報告するかについても説明します。

上記調査の結果、改善が必要と認められる場合は、必要な対処を図るとともに

今後そうしたことがないよう改善策を講じ、入所者等に説明を行います。

苦情の内容が入所者等の誤解等であって調査、対処を要しないと認められるときは入所者等の理解が得られるよう説明に努めます。

苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立てます。

- (3) その他参考事項

想定される苦情をまとめ、従業員に対して研修を行い防止に努める。

施設サービス計画の質を高めるため、月1回介護支援専門員を含め、カンファレンスを行う。

(4) 公共機関への相談・苦情窓口

呉市の介護保険担当窓口

介護保険課

TEL: 0823-25-3136

介護相談員受付窓口

TEL: 0823-25-3137

広島県国民保健団体連合会 介護保険課担当窓口

受付時間: 9:00~12:00

13:00~17:00

TEL: 082-554-0782

FAX 082-511-9126

17. 身体拘束について

- (1) 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。
- (2) 身体拘束を行う場合は、事前にご家族様に同意を得て、その様態及び時間その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとさせていただきます。

18. 個人情報の取り扱い

当施設は、個人情報保護法に基づき、入所者の個人情報を適切に取り扱います。

19. 事故発生時の対応について

当施設が提供するサービスにより事故が発生した場合は、下記の措置を講じます。

(1) 事故が発生した場合

当施設の定める医療安全管理対策の規定に基づき受傷者の救護、及び事故拡大防止のための措置を第一に行います。

(2) 報告

事故の第一発見者は(1)の措置を講じ、その後当該病棟の責任者に報告するとともに、責任者は管理者(院長)、理事長、看護部長、その他の長へ連絡します。

受傷者の家族等に連絡をします。

関係市町村に事故発生連絡をします。

(3) 記録

規定の事故報告書において事故の状況及び事故に際して採った処置、その後の経過について記録します。

(4) 事故の原因の解明と再発防止について

医療安全管理対策委員会において、原因の解明と再発防止について検討し、対応策等については、速やかに各部署に通知し再発防止に努めます。

(5) 損害賠償について

当事業所の責任において損害賠償が生じた場合は、加入する損害賠償保険等により当分の対応を致します。

加入保険会社 東京海上日動火災保険(株)